

# 新型コロナウイルス感染症による労働災害も 労働者死傷病報告の提出が必要です。

従業員が新型コロナウイルス感染症により休業された事業者の皆様へ

労働者が就業中に新型コロナウイルス感染症に感染・発症し、  
休業した場合には、労働者死傷病報告の提出が必要となります。

事業場で働く従業員の皆様が新型コロナウイルス感染症により  
休業した場合には、遅滞なく、事業場を所轄する労働基準監督署  
に労働者死傷病報告を提出してください。

※ ご提出の際は、電子申請や郵送の積極的な活用をお願いいたします。

事業者は、以下のような場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告を労働基  
準監督署長に提出しなければなりません。

(労働安全衛生法第100条、労働安全衛生規則第97条)

- (1)労働者が労働災害により死亡し、又は休業したとき
- (2)労働者が就業中に負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき
- (3)労働者が事業場内又はその附屬建設物内で負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、  
又は休業したとき

※ 労働者死傷病報告を提出せず、若しくは、虚偽の報告をした場合は、いわゆる「労災か  
くし」として、50万円以下の罰金に処されることがあります。

## 「労働者死傷病報告はどうやって作成すればいいの？」

労働者死傷病報告は、定められ  
た様式（OCR式帳票）を用いて作  
成する必要があります。

専用の様式は、最寄りの労働基  
準監督署で配布しているほか、

「労働安全衛生法関係の届出・申  
請等帳票印刷に係る」により、インターネット上  
で簡単に入力し、作成した帳票を  
印刷することができます。



<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>

⇒ 新型コロナウイルス感染症による場合の記載例はウラ面参照

～職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために～  
チェックリストを活用し、職場における感染拡大防止のための基本  
的な対策の実施状況についてご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000630736.pdf>



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

# 労働者死傷病報告

記入例

様式第23号(第97条関係) (表面)

労働者死傷病報告												事業の種類			
81001 131111234560000000 都道府県 所業 落籍 基幹番号 案番号 被告事業者番号												医療、福祉業			
事業場の名称(建設業にあつては工事名を併記のこと。)															
カナ	コウセイカイロウドウビヨウイン														
漢字	医療法人厚生会労働病院														
工事名															
職員記入欄 郡道府県 派遣先の事業の 労働保険番号														被災者が複数いる 場合は、被災者ごと に報告する必要が あります。	
事業場の所在地 千代田区霞ヶ関〇-〇-〇														法人ではなく、 事業場全体の 労働者数を記 入してください。	
電話 03 (xxxx) ▲▲▲														陽性判定日ではなく、 傷病名に記載した症 状が現われた日付 を記入してください。	
郵便番号 100 - ×××××														生年月日 (時間124時間表記とする) 年月日時 分	
労働者数 100 人														7:平成 9:令和 9020401 1500	
被災労働者の氏名(姓と名の間は1文字空けること)														性別 7010101 (32歳) 男	
カナ	コウドウタロウ														
漢字	労働 太郎														
休業見込期間又は死亡日時(死亡の場合は死亡欄に○) 休業見込 3 月 週 日														傷病 新型コロナウイルス感染による肺炎 呼吸器	
傷病部位 勤務地の場所 勤務地内															
災害発生状況及び原因 ①どのような場所で ②どのような作業をしているときに ③どのような物又は環境に ④どのような不安全な又は有害な状態があつた ⑤どのような災害が発生したかを詳細に記入すること。 <b>救急病棟に勤務中、〇月〇日に救急患者</b> (後日、PCR検査の結果陽性判定)の吸引处置に当たった看護師に4月1日から発熱の症状が見られたため、PCR検査を実施したところ、4月2日に陽性判定となり、同日から入院したもの。 <b>勤務中は防護衣とマスクを着用していた。</b>														<b>記載例のとおりに記入してください。</b> ※ 医師の診断結果が記載例と異なる場合にはその内容を記入	
国籍・地域コード 在留資格コード ( ) ( )														左記の災害発生状況及び原因以外に記載すべき事項がなければ記載不要です。	
職員記入欄 事故の型 発注者種類														感染から発症までの経緯を簡潔に記入してください。	
報告書作成者 職 氏 名 事務長 厚生 太郎														事業場を代表する者など、報告権限を有する方が記入してください。	

令和2年 4月10日

事業者職氏名

霞ヶ関 労働基準監督署長殿

医療法人 厚生会労働病院

病院長 安衛 法子

記名・押印に代えて、署名によることができます。

社会福祉施設で働くみなさま

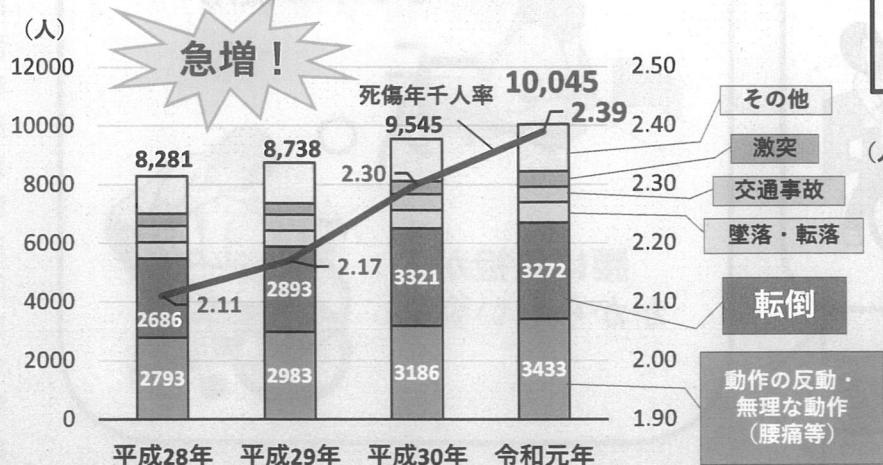
# 労働災害が増えています！

みんなさんの職場は安全でしょうか？

## 労働災害の現状

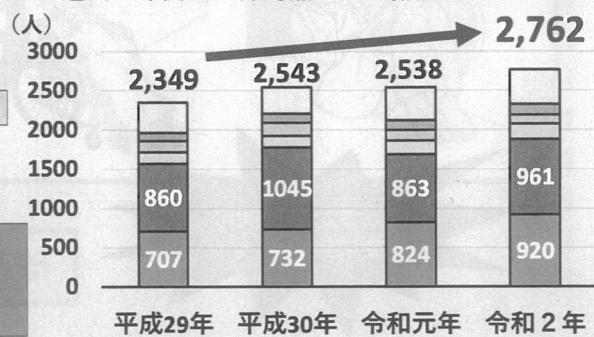
近年、労働災害全体の件数は減少傾向にあります  
社会福祉施設においては未だ増加傾向にあります

過去4年間の死傷災害者数（休業4日以上）  
及び死傷年千人率の推移



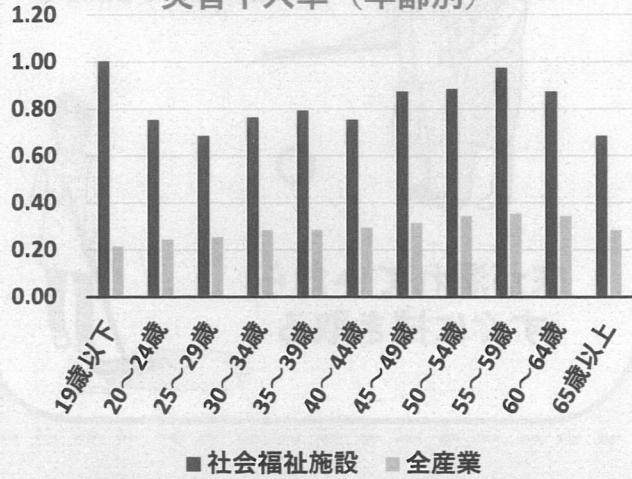
- 令和元年の死傷者数は、  
**前年比5.2%増加**
- 令和2年5月の死傷者数は、  
**前年同期比8.8%増加**

<過去4年間の5月時点での死傷災害者数の推移>



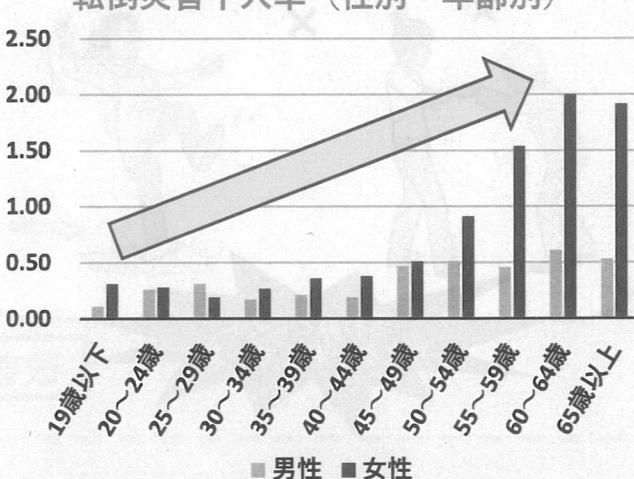
災害の原因是「転倒」「動作の反動・無理な動作（腰痛等）」が半数以上！  
その他は「墜落・転落」、「交通事故（道路）」、「激突」等も

動作の反動・無理な動作（腰痛等）  
災害千人率（年齢別）



- 他産業と比較して全世代で高い
- 19歳以下では他の産業の約5倍！

社会福祉施設における  
転倒災害千人率（性別・年齢別）



- 高年齢ほど発生率が高い
- とくに女性で顕著

→ 社会福祉施設で昨年10,000人以上が労働災害にあっています  
今一度、安全衛生対策を見直しましょう！（裏面へ）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

# 職場に取り入れましょう！ ～労働災害対策事例～

労働災害の危険性は、日々の作業に潜んでいます  
新規入職者はもちろん、経験年数が多い方も日頃の作業方法を見直しましょう

## 腰痛予防

無理な体勢をしていませんか？



気づかない間に  
腰に負担が…

改善！

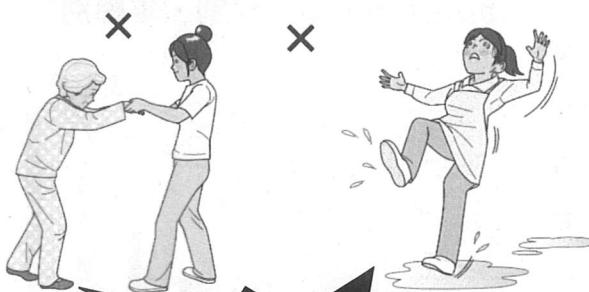
○ スライディングボードや  
リフトの使用



腰に負担が  
からない姿勢

## 転倒予防

転倒の危険性はありませんか？



思わぬところに  
リスクが潜んでいます

改善！

歩き方を工夫する

- ・前を向く
- ・斜め後ろから支える



床が濡れていたら  
すぐに拭き取る

ぜひご活用ください



「職場の危険の見える化（小売業、飲食業、社会福祉施設）実践マニュアル」  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/mieruka.pdf>)



「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」  
(エイジフレンドリーガイドライン)  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000623027.pdf>)

## 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- 1 このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
  - 2 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありません。職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施いただくことが大切です。
  - 3 確認した結果は、衛生委員会等に報告し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋げてください。また、その結果について全ての労働者が確認できるようにしてください。  
衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。
- ※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項	目	確認
<b>1 感染防止のための基本的な対策</b>		
(1) 感染防止のための3つの基本:①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。		はい・いいえ
・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。		はい・いいえ
・外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクの着用を求めている。 ※熱中症のリスクがある場合には、6についても確認してください。		はい・いいえ
・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている(手指消毒薬の使用も可)。		はい・いいえ
・その他( )		はい・いいえ
(2) 三つの密の回避等の徹底		
・三つの密(密集、密接、密閉)を回避する行動について全員に周知し、徹底を求めている。		はい・いいえ
・咳エチケットを全員に周知し、徹底を求めている。		はい・いいえ
・こまめな換気について全員に周知し、徹底を求めている。		はい・いいえ
・その他( )		はい・いいえ
(3) 日常的な健康状態の確認		
・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。		はい・いいえ
・出社時等に、全員の日々の体調(風邪症状や発熱の有無等)を確認している。		はい・いいえ
・その他( )		はい・いいえ
(4) 一般的な健康確保措置		
・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。		はい・いいえ
・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。		はい・いいえ
・その他( )		はい・いいえ

項目	目	確認
(5)「新しい生活様式」の実践例で示された「働き方の新しいスタイル」の取組状況について		
・「テレワークやローテーション勤務を取り入れている。		はい・いいえ
・「時差通勤でゆったりと」を取り入れている。		はい・いいえ
・「オフィスはひろびろと」を取り入れている。		はい・いいえ
・「会議はオンライン」を取り入れている。		はい・いいえ
・「名刺交換はオンライン」を取り入れている。		はい・いいえ
・「対面での打合せは換気とマスク」を取り入れている。		はい・いいえ
(6)新型コロナウイルス感染症に対する情報の収集		
・国、地方自治体等のホームページ等を通じて最新の情報を収集している。		はい・いいえ
・その他( )		はい・いいえ
2 感染防止のための具体的な対策		
(1)基本的な対策		
・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の「3つ密」を同時に満たす行事等を行わないようにしている。		はい・いいえ
・その他( )		はい・いいえ
(2)換気の悪い密閉空間の改善		
・職場の建物が機械換気(空気調和設備、機械換気設備)の場合、建築物衛生法令の空気環境の基準が満たされている。		はい・いいえ
・職場の建物の窓が開く場合、1時間に2回程度、窓を全開している。		はい・いいえ
・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。		はい・いいえ
・その他( )		はい・いいえ
(3)多くの人が密集する場所の改善		
・在宅勤務・テレワーク・ローテーション勤務などを推進している。		はい・いいえ
・時差通勤、自転車通勤、自家用車通勤などの活用を図っている。		はい・いいえ
・テレビ会議等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。		はい・いいえ
・対面での会議やミーティング等を行う場合は、人と人の間隔ができるだけ2m(最低1m)空け、可能な限り真正面を避けるようにしている。		はい・いいえ
・接客業等について、人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽するようしている。		はい・いいえ
・その他( )		はい・いいえ
(4)接触感染の防止について		
・物品・機器等(例:電話、パソコン、デスク等)については、複数人での共用ができる限り回避している。		はい・いいえ
・事業所内で労働者が触れることがある物品、機器等について、こまめに消毒を実施することとしている。		はい・いいえ
・その他( )		はい・いいえ

項目	確認
(5)近距離での会話や発声の抑制	
・職場では、人ととの間に距離をなるべく保持するようにしている。	はい・いいえ
・外来者、顧客、取引先との対面での接触をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
・その他( )	はい・いいえ
(6)トイレの清掃等について	
・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行うこととしている。	はい・いいえ
・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示している。	はい・いいえ
・ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備している。	はい・いいえ
・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルを禁止している。	はい・いいえ
・その他( )	はい・いいえ
※ 便器内は通常の清掃でよい。	
(7)休憩スペース等の利用について	
・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにしている。	はい・いいえ
・休憩スペースは常時換気することに努めている。	はい・いいえ
・休憩スペースの共有する物品(テーブル、いす、自販機ボタン等)は、定期的に消毒をしている。	
・休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をしている。	
・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている。	はい・いいえ
・社員食堂では感染防止のため、トングやポットなどの共用を避けている。	はい・いいえ
・その他の共有の施設について、密閉、密集、密接とならないよう利用方法について検討している。	はい・いいえ
・その他( )	はい・いいえ
(8)ゴミの廃棄について	
・鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛ることとしている。	はい・いいえ
・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用することとし、作業後は必ず石けんと流水で手洗いをすることとしている。	はい・いいえ
・その他( )	はい・いいえ
3 風邪症状が出た場合等の対応	
・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底を全員に求めている。	はい・いいえ
・「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安」や最寄りの「帰国者・接触者相談センター」を全員に周知している。	はい・いいえ
・その他( )	はい・いいえ

項目	目	確認
4 新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者(以下「陽性者等」)が出た場合等の対応		
(1)陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化		
・新型コロナウイルスの陽性者等であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。		はい・いいえ
(2)陽性者等が出た場合の対応		
・新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。		はい・いいえ
・新型コロナウイルスに陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。		はい・いいえ
・新型コロナウイルスに陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の範囲を決め、全員に周知している。		はい・いいえ
・新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。		はい・いいえ
・職場の消毒等が必要になった場合の対応について事前に検討を行っている。		はい・いいえ
・その他( )		はい・いいえ
(3)その他の対応		
・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」を確認してある。		はい・いいえ
・その他( )		はい・いいえ
5 感染防止に向けた行動変容		
・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明している。		はい・いいえ
・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。		はい・いいえ
・その他( )		はい・いいえ
6 熱中症の予防(※熱中症のリスクがある場合に確認してください。)		
・のどの渇きを感じなくとも、労働者に水分・塩分を摂取するよう周知し、徹底を求めている。 ※マスクで口が覆われることにより、のどの渇きを感じにくくなることがあります。		はい・いいえ
・屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合には、マスクをはずすよう周知している。		はい・いいえ
・事務室等における冷房時には、新型コロナウイルス対策のための換気により室内温度が高くなりがちであるため、エアコンの温度設定を下げるなどの調整をしている。		はい・いいえ

※ ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R2.6.25版